



**投票日は  
4月12日(日)**

**選びます  
秋田の未来  
担う人**

# 秋田県議会議員一般選挙

## 1. 日程

告示日●4月 3日(金)  
投票日●4月12日(日) 午前7時～午後7時  
※入場券を忘れずにお持ちください。

## 2. 美郷町で投票できる方

平成7年4月13日以前に生まれ、平成27年1月2日までに美郷町に住民登録をして、引き続き3カ月以上町内にお住まいの方  
※投票には、町の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

## 3. 期日前投票について

期日前投票ができる時間	午前8時30分から午後8時まで
期日前投票ができる人	選挙の当日、仕事や旅行などで投票所に行けない見込みの方
必要なもの	入場券 ※入場券裏面の「宣誓書」に住所、氏名、理由等をあらかじめ記入してご持参ください。

**期日前投票所によって投票できる期間が違いますので、ご注意ください。**

4月4日(土)～4月7日(火) 美郷町役場(旧千畑庁舎)のみ  
4月8日(水)～4月11日(土) 美郷町役場、美郷町学友館、美郷町公民館の3カ所

日付・曜日		4/3(金)	4/4(土)～4/7(火)	4/8(水)～4/11(土)	4/12(日)
期 日 前 投 票 所	美郷町役場	告示日	投票できます		投票日
	美郷町学友館		×	投票できます	
	美郷町公民館		×	投票できます	

## 4. 不在者投票の請求はお早めに

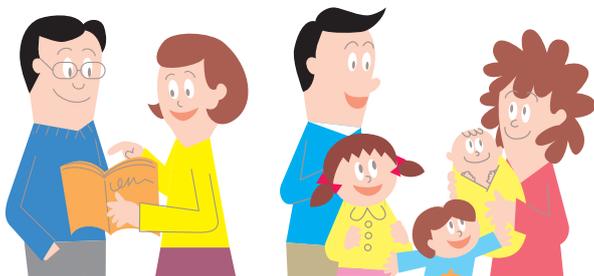
仕事や旅行などで他の市町村に滞在されている方、またはそのような見込みのある方は、滞在地において不在者投票ができます。請求用紙は町選挙管理委員会(美郷町役場総務課内)にありますので、滞在先の住所を書いたメモ等

をご持参のうえ、お早めに請求手続きを行ってください。また、病院や施設等に入院または入所されている方は、その病院や施設等で不在者投票ができる場合がありますので、まずはその病院等にお早めにお問い合わせください。

**問** 美郷町選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会事務局(町総務課内) ☎0187(84)1111(内線1214)

**美** 郷町に家屋を建築する方や空き家を購入する方を支援しています。家屋の建て替えや町内に転入される方も支援の対象となります。

◎奨励金が交付される方



①40歳未満の方

②高校生以下のお子様を扶養している方

# 美郷町 若者定住促進 奨励金

## 奨励金の金額

ベース

最近町外に連続10年以上  
居住していた方

住宅・宅地の  
評価額の5%を助成 **上限70万円**

左記以外の方で既に町内に  
居住している方等

住宅・宅地の  
固定資産税  
相当額の3倍を助成 **上限35万円**

## さらにオプションで+α

町内の事業者からの新築家屋取得の場合

**町内業者建築加算** 一律 **10万円**

高校生以下のお子さまがいる場合

**子ども加算** 子ども1人につき **10万円**

### 交付要件

次の要件を満たす必要があります。

- ①税金や各種納付金等を完納していること。
- ②美郷町に定住（5年以上）することを目的に家屋（※）を取得（新築・購入）し、取得後6カ月以内に世帯員全員が美郷町に定住していること。

### 対象家屋

対象家屋は、平成29年度までの間に、新たに美郷町から固定資産税が課税されることになったものに限り、（所有者に新たに課税されることになった空き家も対象になります。）

- ①新築の場合：平成28年12月31日までに完成した家屋
- ②購入の場合：平成28年12月31日までに登記が完了した家屋

### 交付申請

新たに固定資産税が課税されることになった年度の7月末日までに、交付申請書を町商工観光交流課へ提出してください。

（申請は住民登録後でないとできません。）

### その他

- ・5年以内に転出した場合等、奨励金を返還していただく場合があります。
- ・この奨励金の対象とならなくても、これまでの定住促進奨励金の対象となる場合があります。

問い合わせ◎

町商工観光交流課 交流・商工班

☎0187(84)4909